

## 延岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

### 【これまでの経緯】

2012年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定される以前からも、国は「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しており、本市においても、2009年1月に県が策定した「宮崎県新型インフルエンザ行動計画」に基づき、2009年5月に「延岡市新型インフルエンザ行動計画」を策定している。

2013年6月には、特措法に基づく、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が示され、それを受け県は2013年9月に「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成している。

本市は、特措法第8条に基づく、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、2014年2月に「延岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成している。

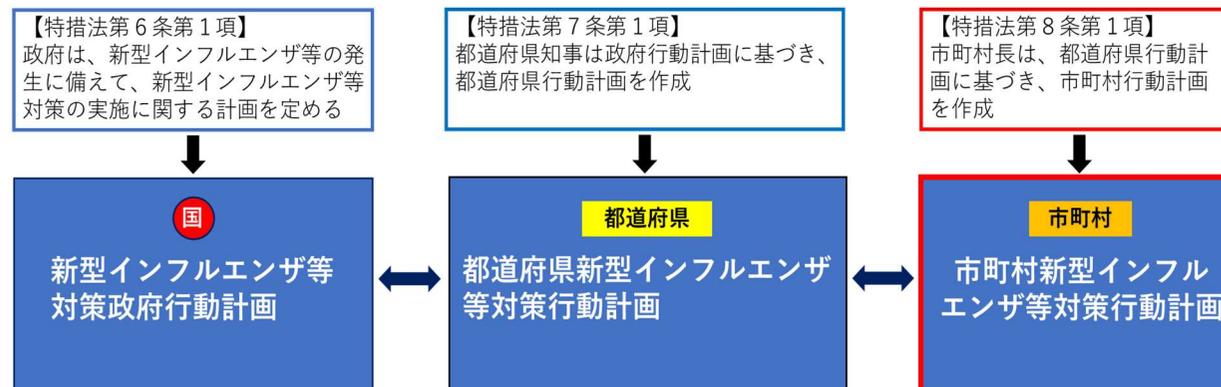
その後、2020年1月に国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことにより、国を挙げて新型コロナ対策に取り組むことになった経験を踏まえ、国は2024年7月に政府行動計画を改定し、これを受け、県は2025年3月に県行動計画を改定している。

今回、国・県の行動計画改定に伴い、市行動計画を改定することになった。

### 【計画の趣旨】

特措法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針及び平時の準備や感染症発生時の措置の内容を示すとともに、県行動計画の考え方と整合性を持って、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図る。

#### （参考）各計画の関係性イメージ



### 【計画改定の目的】

新型コロナ対応の経験を踏まえ、感染症危機に対応できる平時からの体制作り、市民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの視点から対策の充実・強化を図り、感染拡大防止と社会活動のバランスを踏まえた、危機管理に強くしなやかに対応できる社会を目指す。

### 【改定に当たっての基本的な考え方】

政府行動計画及び県行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等(※)の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

また、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、政府行動計画及び県行動計画に準じ、予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と、発生後の対応のための部分「初動期及び対応期」に大きく分けた構成とする。

※ 本計画の対象となる新型インフルエンザ等は、「①新型インフルエンザ等感染症」、「②指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)」、「③新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)」。

### 【対策の目的】

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 【対策項目】

- ① 実施体制      ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション      ③ まん延防止      ④ ワクチン(新)      ⑤ 保健(新)  
⑥ 物資(新)      ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

これまでの市行動計画に加え、新たに④ワクチン、⑤保健、⑥物資の項目を追加した7項目。

### 【対応時期の区分】

**準備期**：感染予防や準備等事前準備の期間（感染症発生前）

**初動期**：感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから、国の基本的な対処方針が実行されるまでの期間

**対応期**：基本的対処方針が実行されてから、一般的な感染対策へ移行するまでの期間

### 【各対策項目の主な取組】

	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁での対応体制の構築</li> <li>・感染症対策に携わる職員等の養成、訓練</li> <li>・市対策幹事会を設置し、対策や連携体制を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市警戒本部の設置</li> <li>・最新情報の把握</li> <li>・対応方針の検討、決定</li> <li>・必要な予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部の設置</li> <li>・必要に応じた、対応方針の見直し、変更</li> <li>・関係機関等との総合調整</li> </ul>
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に関する情報（感染対策、発生状況）提供・共有</li> <li>・リスクコミュニケーションの体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の特性、国内外の発生状況、有効な感染対策等の情報の提供</li> <li>・対策ウェブサイト・コールセンターの立ち上げ、運営</li> <li>・偏見・差別等への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策ウェブサイト・コールセンターの運営</li> </ul>
③ まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気、マスク等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内でのまん延防止対策の準備（患者・濃厚接触者への対応の確認）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の特徴や感染状況等に応じた適切なまん延防止対策の実施</li> <li>・患者・濃厚接触者への対応（県の要請に従い協力）</li> <li>・住民への対応（外出等に係る要請等）</li> </ul>

	準備期	初動期	対応期
④ ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種に携わる医療従事者等の体制、必要な資材、接種場所・時期の周知・予約等の具体的な実施方法の準備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン接種の実施</li> <li>必要に応じ接種体制の拡充</li> <li>接種記録の管理</li> </ul>
⑤ 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事の際の職員体制の整理</li> <li>研修・訓練等の実施</li> <li>関係機関等との連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等との連携体制の強化</li> <li>職員応援派遣の準備</li> <li>相談対応体制の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員応援派遣の実施</li> <li>相談窓口の設置・対応</li> <li>健康観察・生活支援の実施</li> </ul>
⑥ 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資等の備蓄、関係機関への同物資等の備蓄・配置の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資等の確認・追加、関係機関への同物資等の確認の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資等の今後の必要量の検討・対応、関係機関への同物資等の今後の必要量の検討・対応要請</li> </ul>
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者や市民に対するマスクや消耗品等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄勧奨</li> <li>火葬能力等の把握や体制整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援の実施</li> <li>必要に応じ、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請</li> <li>火葬能力の限界を超えた場合の対応</li> </ul>

### 【市対策本部の体制】

**準備期：**新型インフルエンザ等対策幹事会（構成員：23 課長）を設置し、各対策を実施する。

**初動期：**新型インフルエンザ等警戒本部（構成員：2 部長、23 課長）を設置し、各対策を実施する。感染状況等によっては、新型インフルエンザ等対策本部に移行する。

**対応期：**新型インフルエンザ等対策本部（全庁体制）を設置し、12 班の活動班で全庁的な対策を実施する。

## 延岡市新型コロナウイルス等対策本部組織表

◎：班長 ○：副班長

